# 大和証券グループ

2020年12月10日

各位

会社名 株式会社大和証券グループ本社 大和証券株式会社

### 中日本高速道路株式会社 グリーンボンド引き受けのお知らせ

このたび株式会社大和証券グループ本社傘下の大和証券キャピタル・マーケッツョーロッパリミテッドと大和証券株式会社は、中日本高速道路株式会社(以下「中日本高速道路」という。)が高速道路会社初のグリーンボンド(\*1)として発行する中日本高速道路株式会社第 16 回米ドル建て社債(クーポン0.894%、償還日 2025 年 12 月 10 日)(以下「本グリーンボンド」という。)の引き受けにおける事務主幹事およびグリーンボンド ストラクチャリングエージェント(\*2)を務めましたので、その概要についてお知らせいたします。

近年我が国においては、気温の上昇や豪雨の頻度増加などの気候変動が観測され、洪水や土砂災害といった影響が顕在化しております。地球温暖化予測では今後長期にわたり影響の拡大の恐れが指摘されており、事業活動に応じた気候変動への適応の促進は持続可能な社会を形成する上で重要なものと位置付けられます。

東名高速道路をはじめとする首都圏から中部、近畿にかけた地域の高速道路建設および管理・運営を 中核事業とする中日本高速道路は、豪雨や積雪といった気候変動に伴う自然災害に対する強靭性および 適応力の強化を図っています。安全・安心で持続可能な社会基盤の構築のため、気候変動の適応に特化 した本グリーンボンドにて調達した資金を特定更新等工事や新設高速道路における高機能舗装に充当す る予定です。

本グリーンボンドの対象事業が地球温暖化によって想定されるリスクに対して適切な軽減効果を伴っている事に関しては、国際資本市場協会(ICMA)による「グリーンボンド原則 2018」(\*3)および環境省「グリーンボンドガイドライン 2020 年版」に即しており、かつ本グリーンボンドの適合性評価については、第三者機関である株式会社日本格付研究所(以下「JCR」)より、「JCR グリーンボンド評価」において最上位評価である「Green1」の評価が付与されています。

大和証券グループは、過去 10 年以上にわたり、社会課題の解決に資する金融商品の開発と提供に尽力してまいりました。2018 年には、SDGs 達成に向けてこれらの取組みを加速させるべく、『SDGs 推進委員会』(委員長:代表執行役社長 中田誠司)を設置しております。また 2020 年 4 月には執行役副社長 田代桂子が SDGs 担当に就任し、SDGs の期限である 2030 年に向けて、今後さらなる施策の推進に努めてまいります。本債券の販売はそうした取組みの一環であり、当社グループは引き続き持続可能な社会の創造に向けて貢献してまいります。

## 大和証券グループ

#### 本グリーンボンドの概要

	T
	中日本高速道路株式会社第 16 回米ドル建て社債
発行年限	5年
発行額	4 億米ドル
利率	0.894%
条件決定日	2020年11月25日
発行日	2020年12月10日
償還日	2025年12月10日
取得格付	A1(Moody's) / AA+(R&I) / AAA(JCR)
主幹事	Daiwa Capital Markets Europe Limited
	SMBC Nikko Capital Markets Limited
	MUFG Securities EMEA plc
	Mizuho International plc
グリーンボンド	大和証券株式会社
ストラクチャリングエージェント	
JCR グリーンボンド評価	Green1

- (\*1)「グリーンボンド」とは、企業や地方自治体等が、国内外のグリーンプロジェクトに要する資金を調達するために発行する債券。具体的には、①調達資金の使途がグリーンプロジェクトに限定され、②調達資金が確実に追跡管理され、③それらについて発行後のレポーティングを通じ透明性が確保される点が特徴。中日本高速道路は本グリーンボンドの発行のために、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2018」に則したグリーンボンドフレームワークを策定している。
- (\*2)「グリーンボンド ストラクチャリングエージェント(Green Bond Structuring Agent)」とは、グリーンボンドのフレームワークの策定およびセカンドオピニオン等外部の第三者評価の取得に関する助言等を通じて、グリーンボンドの発行支援を行う者。
- (\*3)「グリーンボンド原則 (Green Bond Principles) 2018」とは、国際資本市場協会 (ICMA) により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいいます。

以上

(ご参考) 大和証券グループの SDGs に関する取組み:

https://www.daiwa-grp.jp/sdgs/?cid=ad\_eir\_sdgspress

# 大和証券グループ

### お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

#### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗(支店担当者)経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.24200%(但し、最低2,700円)の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては約定代金に対して最大0.97200%の国内取次手数料(税込)に加え、現地情勢等に応じて決定される現地手数料および税金等が必要となります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動(裏付け資産の価格や収益力の変動を含みます)による 損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場 の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価(購入対価・売却対価)のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失が生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失が生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および運用管理費用(信託報酬)等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

#### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等:大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第108号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会